秘密保持誓約書

**[　法人名または個人名　]**（以下「乙」という。）は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「甲」という。）の実施する、しまねデジタル推進専門家派遣事業業務（以下「本業務」という。）に関する秘密保持について、次のとおり誓約します。

（目的）

第１条　本秘密保持誓約は、甲または専門家派遣先企業等（以下「丙」という。）が本業務において開示した情報の秘密について、誓約するものです。

（秘密情報）

第２条　本誓約において、秘密情報とは、甲または丙から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本業務に関する情報で、公には入手できない情報、または本業務遂行の過程の中で形成、作出された情報とします。

（適用除外）

第３条　前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

(1)甲または丙が乙に開示した時点で、乙がすでに保有していた情報

(2)甲または丙が乙に開示した時点で、既に公知、公用であった情報

(3)甲または丙が乙に開示した以後、乙の故意または過失によらないで公知、公用となった情報

(4)乙が独自に開発した情報

(5)乙が甲または丙に対する秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に開示を受けた情報

（秘密保持）

第４条　乙は、甲または丙から開示された秘密情報を、甲または丙の事前の書面による許可がない限り第三者に対して開示または漏洩しません。

　２　　乙は、甲または丙から開示された秘密情報を、これを知る必要のある最小限の自己の役職員にのみ開示するものとし、当該役職員に対し、本誓約書上の義務を遵守させます。

（目的外使用の禁止）

第５条　乙は、秘密情報を本業務のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲または丙の書面による許可を得ない限りは、本業務以外の目的には、一切使用又は利用しません。

（損害賠償）

第６条　乙が、本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したりしたことで、甲または丙が損害を被った場合には、乙は甲または丙とその損害賠償等について協議するものとします。

（情報の返還）

第７条　乙は、本業務の終了後、甲または丙から秘密情報の返還の要求が行われたときは、速やかに当該秘密情報を含む資料等のすべてを甲または丙に返却するか、甲または丙の選択により破棄するものとします。これらの資料等が複製されたときは、当該複製物についても同様とします。

(発明等の扱い)

第８条　乙が、本業務に関して発明、考案及び意匠の創作などを行った場合には、都度甲に報告することとし、その取り扱いについては甲、乙、丙で協議し、合意の上決定することに同意します。

(秘密保持の期間)

第９条　秘密保持の期間は、原則として本業務中及び完了後の翌日から起算して５年間とすることに同意します。

（協議事項）

第10条　本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議のうえ円満に解決を図ります。

誓約日　　　年　　月　　日

（乙）

住　所

氏　名